

参照条文 目次

一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）	
-------------------------	-------

◎ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（公害防止計画の作成）

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
- 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

（公害防止計画の達成の推進）

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（設置及び所掌事務）

第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務